

第3章

基本方針と重点項目

3-1 地域医療を守り育てるための責務

「小山市の地域医療を守り育てる条例」には、市、市民、医療機関、事業者が一体となり限りある医療資源を守るため、それぞれ果たすべき責務を明記しています。わかりやすく示すと以下のとおりです。

市の責務（条例第4条）

- ◇ 市民の健康の保持増進のための各種施策を推進します
- ◇ 地域医療を守り育てるため、市民・医療機関・事業者と一体となり本計画等を推進します

市民の責務（条例第5条）

- ◇ 自らの健康管理と健康増進に努めるため、健康診査やがん検診を積極的に受診するとともに、健康な生活習慣を身につけます
- ◇ 健康に関する情報の収集に努めます
- ◇ 各医療機関の情報を収集し、緊急時にあわてないように、なんでも相談できる、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちます
- ◇ 医療機関が一次、二次、三次医療機関に役割分担していることを理解します
- ◇ 自らの症状に応じて適切な医療機関を受診するよう心がけます
- ◇ 緊急の場合を除いて、なるべく診療時間内に受診します
- ◇ かかりつけ医との信頼関係をもち、指導や助言を尊重し、自らの命を大切にするとともに、健康の回復や病気の治療にのぞみます
- ◇ 市が実施する健康に関する事業に積極的に参加します
- ◇ 地域の医療を守り育てるため、仲間と共に協力し、市民目線で医療に関する意見や情報を発信します

医療機関等の責務（条例第6条）

- ◇ 適切な医療の提供と診療内容や治療方針などを分かりやすく説明します
- ◇ 患者さんの人権に配慮し、温かみがあり信頼される医療機関となるよう努めます
- ◇ 市や医療機関、介護・福祉施設などと密接に連携し、市民が安心・良質な医療を受けられるよう紹介・逆紹介を適切に行うなど連携を推進します
- ◇ 医師会や病院などと連携し、将来の小山市の地域医療を支える人材の育成と確保に努めます
- ◇ 市が実施する健康や地域医療に関する事業に積極的に協力します

1. 一次医療機関の責務

- ◇ 相談しやすい環境づくりと、市民の病気や医療に関する不安などを理解し、適切な医療を提供するよう努めます

2. 二次医療機関の責務

- ◇ 一次医療機関、他の二次医療機関、三次医療機関と連携し、適切に紹介・逆紹介を行うことにより、切れ目のない医療提供体制を構築し、市民に安心で質の高い医療を提供します

3. 新小山市民病院の責務

- ◇ 地域医療における基幹的な二次医療機関として、急性期(急な病気や怪我により生命の危機状態であることをいう。)の医療及び専門的な医療を担うとともに、地域における医療水準の維持及び向上を図ります
- ◇ 救急医療の提供を24時間365日行うため、救急受入体制の充実を進めるとともに、市内外の消防本部と密接な連携を図ることにより、断らない救急体制の整備します
- ◇ 優秀な医療従事者を確保するため、医学生や研修医、看護学生などの人材を育成できるよう、臨床研修病院を目指し、地域に質の高い医療を提供します
- ◇ 医療サービスを向上させるとともに、経営の健全化により、市民に信頼される病院となります

事業者等の責務（条例第7条）

- ◇ 市が実施する健康に関する事業に積極的に参加します
- ◇ 地域の医療を守り育てるため、他の事業者と共に協力し、事業者目線で医療に関する意見を発信するとともに、自らの事業所で健康や医療に関する研修会などの開催をします

3-2 基本方針と重点項目

全ての市民が将来にわたって安心して必要な医療を受けることができるよう、地域全体で限りある医療資源を守り支えあう意識を醸成することが重要となることから、本計画の基本理念を下記のように設定します。

【基本理念】

「みんなで守り育てる小山の地域医療」
～ 地域完結型医療体制の構築 ～

また、この基本理念を基に、小山市の地域完結型医療体制を構築し、第2章で抽出された課題解決のため、今後の社会環境の変化を加味して、3つの基本方針を設定しました。

《基本方針》

1. 安心して受けられる小山の医療の充実

全ての市民が将来にわたって安心して必要な医療を受けることができるためには、地域完結型医療体制の構築が重要です。そのためには、救急医療や在宅医療に対応できる24時間医療体制の充実、医療と介護の連携(地域包括ケアシステム)、周産期*医療・小児医療の充実、回復期リハビリテーション機能の整備など、地域の中で完結できる医療機能を整備していくとともに、災害時にも対応できる医療提供体制の整備も必要となるため、基本方針の1つとして「安心して受けられる小山の医療の充実」を掲げます。

2. 良質な医療を受けるためのネットワークの構築

地域完結型医療体制の構築が進めば、良質な医療を安定的に受けられる地域社会の実現につながりますが、その1つ1つの医療機能の向上も大変重要です。機能連携、施設連携による地域完結型医療体制の充実、顔の見える多職種による連携会議の開催や、県南保健医療圏や近隣市町との連携体制の充実、医療従事者を育成するための教育・研修環境の整備が必要となるため、基本方針の1つとして「良質な医療が受けられるためのネットワークの構築」を掲げます。

3. 地域医療を守り育てる意識の醸成

地域医療を守り育てるためには、地域完結型医療^{*}体制と安全で良質な医療が受けられる体制の整備を実現すると共に、医療を受ける側の意識の醸成が大変重要なものとなります。市では、地域医療に関する情報を発信するとともに、かかりつけ医を持つことや自身への健康意識の醸成を図り、市民、医療関係者、事業者、市が一体となって地域医療に取り組む体制づくりを構築するなど、地域を挙げて取り組む地域医療への意識を育みます。市民自ら健康への意識を高めていくことで限りある医療資源を守ることに繋げるため、基本方針の1つとして「地域医療を守り育てる意識の醸成」を掲げます。

■ 重点項目

基本理念の実現のために、次の4つの重点項目を掲げます。

① 周産期医療・小児医療の充実

安心して妊娠・出産ができ、必要な医療を安心して受けられるために、地域周産期医療機関^{*}の再開、小児救急医療体制の充実に取り組みます。また、乳幼児期の節目の健診受診を通して、発育・発達の確認や疾病等の早期発見につながるよう、乳幼児健康診査等の受診率の向上に努めます。

② 健康づくり、病気の予防啓発

受診率の低いがん検診、特定健診の受診率向上に向け更なる啓発を行い、がんや生活習慣病などの疾患の発症予防や重症化予防をすることで、市民のQOL^{*}向上を目指します。また、生涯を通じて健康で豊かな人生を送ることができるよう、生活習慣の改善など自身の健康保持増進に努めるよう啓発を行います。

③ 在宅医療の整備充実

医療と介護の切れ目のない医療提供体制を構築し、在宅療養支援診療所及び訪問看護ステーション等医療機能を充実させるとともに、関係機関が情報共有や多職種連携などを推進し、住み慣れた環境で自分らしい生活を送れるように支える在宅医療の整備充実を図ります。

④ 地域医療に対する意識の醸成

限られた医療資源を守るため、全ての市民が、それぞれの医療機能を理解し、かかりつけ医を持ち適切な受診行動ができるよう情報提供に努めるとともに、市民と協働で地域医療を守り育てる活動を推進します。

3-3 計画の体系図

■ 計画の体系図

基本方針	重点	基本目標
<p>1 安心して受けられる 小山の医療の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● 	<p>(1) 医療体制の充実</p> <p>(2) 安心して妊娠・出産及び子育てができる周産期・小児医療の充実</p> <p>(3) 在宅医療体制の整備及び充実</p> <p>(4) 安心して医療を受けられる助成制度の充実</p> <p>(5) 災害時における医療体制の充実</p>
<p>2 良質な医療を受ける ためのネットワーク の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ● 	<p>(1) 施設連携・機能連携の推進</p> <p>(2) 情報共有及び多職種連携の推進</p> <p>(3) 医療従事者等の資質の向上</p> <p>(4) 行政間の連携推進</p>
<p>3 地域医療を守り育て る意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● 	<p>(1) 市民の健康意識の醸成</p> <p>(2) 地域医療に関する普及啓発</p> <p>(3) 協働ですすめる地域医療の実現</p>

取 り 組 み 施 策

- ① 一次救急医療体制の推進及び充実
- ② 調剤薬局の夜間休日対応
- ③ 二次救急医療体制の推進及び充実
- ④ 脳卒中・心疾患等に対する医療機能の充実
- ⑤ 回復期リハビリテーション病院の整備
- ⑥ 地域医療支援病院としての機能充実

- ① 地域周産期医療機関の整備
- ② 妊産婦健康診査受診の促進
- ③ 小児救急医療体制の整備及び充実
- ④ 予防接種の充実
- ⑤ 乳幼児健康診査等の受診率の向上

- ① 在宅療養支援診療所等の整備及び訪問診療の充実
- ② 訪問看護ステーションの整備及び充実
- ③ 在宅歯科診療を実施する歯科医療機関等の整備及び訪問診療の充実
- ④ 在宅業務対応薬局の整備及び訪問薬剤指導の充実
- ⑤ 在宅療養後方支援病院の整備及び充実
- ⑥ 地域リハビリテーション事業の充実

- ① 妊産婦医療費助成制度の充実
- ② 不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度の充実
- ③ こども医療費助成制度の充実
- ④ 重度心身障がい者医療費助成制度の充実
- ⑤ 自立支援医療(精神通院・更正医療・育成医療)の助成
- ⑥ 予防接種費(任意接種)の助成

- ① 災害時の医療救護施設の整備及び充実
- ② 災害拠点病院に準ずる病院としての機能強化
- ③ 関係機関との連携体制の強化

- ① 病診・病病連携及び地域医療支援病院との連携
- ② 医療と介護の連携(地域包括ケアシステムの構築)
- ③ 市母子保健部門と産科・小児科等医療機関との連携

- ① 多職種による合同研修会の開催
- ② 医療機関等と消防機関との連携の推進
- ③ 患者情報共有のための情報集約の推進
- ④ ICTを活用したネットワークシステムの推進

- ① 自治医科大学新およま市民病院地域医療教育センターの充実(医師の確保と育成)
- ② 看護師確保事業の推進
- ③ 資質向上のための研修会の実施
- ④ メディカルコントロール体制の充実強化
- ⑤ 臨床研修病院の整備

- ① 地域医療や医療連携に関する会議の開催

- ① 健康づくりの保持増進に関する意識啓発
- ② がんに関する意識啓発
- ③ 生活習慣病の発症予防及び重症化防止に関する意識啓発
- ④ メンタルヘルスに関する意識啓発
- ⑤ 介護予防事業の推進
- ⑥ 認知症に関する普及啓発
- ⑦ 歯と口腔の健康づくりの推進

- ① 救急医療体制の周知・啓発
- ② かかりつけ医(医科・歯科・薬局)の周知・啓発
- ③ 医療機関の適正利用に関する啓発
- ④ 地域医療に関する研修会の開催
- ⑤ 救命講習の普及啓発
- ⑥ 医療相談窓口の開設
- ⑦ 学校等におけるかかりつけ医の推進

- ① 地域医療をみんなで守り育てていく運動の普及及び啓発

3-4 取組施策と成果指標

- 基本方針 1. 安心して受けられる小山の医療の充実 -

(1) 医療体制の充実

いざという時に市民が安心して救急医療を利用することができるよう、救急医療体制を整備するとともに、必要な医療を住み慣れた地域で受けられるよう、地域完結型医療提供体制の確立を目指します。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① <u>一次救急医療体制の推進及び充実</u> 夜間や休日（診療所等の休診時間帯）の緊急時に、安心して受診できる夜間休日急患診療所、在宅当番医制及び休日歯科診療所を開設・充実を図ります。
	事業名 ○夜間休日急患診療所・休日歯科診療所の運営 ○在宅当番医制事業
	健康増進課、広域保健衛生組合、小山地区医師会、小山歯科医師会、担当医療機関
施策	② <u>調剤薬局の夜間休日対応</u> 輪番制、拠点薬局等の対応で、調剤薬局の夜間休日対応を図ります。
	事業名 ○調剤薬局の夜間休日対応・24時間電話相談の実施
	小山薬剤師会
施策	③ <u>二次救急医療体制の推進及び充実</u> 入院が必要な救急患者の診療が行える体制として、病院群輪番制を充実させていきます。
	事業名 ○病院群輪番制病院運営事業
	健康増進課、消防本部、担当医療機関

施策	④ 脳卒中・心疾患等に対する医療機能の充実 24時間、365日体制で治療を行える医療機能及び体制の充実を図ります。
事業名	●新小山市市民病院脳卒中センターの運営(H27年度から) ◎新小山市市民病院循環器センターの運営(H29年度から)
	新小山市市民病院

施策	⑤ 回復期リハビリテーション病院の整備 市内に未整備の回復期リハビリテーション病院を整備し、地域完結型医療提供体制の確立を図ります。
事業名	◎回復期リハビリテーション病院の整備(H30年度から)
	健康増進課、医療機関

施策	⑥ 地域医療支援病院としての機能充実 地域完結型医療体制の構築を目指して、新小山市市民病院が地域の医療機関と連携を強化して地域医療支援病院としての機能充実を図ります。
事業名	○新小山市市民病院による情報提供活動の実施 ○地域連携医療施設の拡充
	新小山市市民病院、医療機関

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
市の医療に対する満足度	60% (H25)	80%
夜間休日対応の調剤薬局数	3ヶ所	6ヶ所
24時間電話対応薬局数	25ヶ所	35ヶ所
救急搬送の中等症以上の割合	50.4%	55%
重傷者救急搬送困難事例数	21件	5件
回復期リハビリテーション病院の整備	未整備	整備 (H30)
地域連携医療施設数	195件	220件

(2) 安心して妊娠・出産及び子育てができる周産期・小児医療の充実

安心して妊娠や出産及び子育てができるよう、周産期[※]医療や小児医療の充実を図ります。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① <u>地域周産期医療機関[※]の整備</u> 安心して妊娠・出産できる地域周産期 [※] 医療体制を確立するため、新小山市民病院での産科の再開及びリスクのある妊婦への支援を行います。
	◎●地域周産期医療機関 [※] の整備・再開(H32年度から)
	健康増進課、新小山市民病院
施策	② <u>妊産婦健康診査受診の促進</u> 早期の妊娠届出による母子健康手帳の交付や、妊産婦健康診査受診の促進を図ります。
	○母子健康手帳交付時における妊婦支援事業 ○妊産婦健康診査事業
	健康増進課
施策	③ <u>小児二次救急医療体制の整備及び充実</u> 夜間や休日(診療所等の休診時間帯)の緊急時に、小児が安心して受診できる一次救急医療体制及び入院が必要な二次救急医療体制の充実を図ります。
	○夜間休日急患診療所の運営 ○在宅当番医制 [※] 事業 ●小児二次救急医療支援事業
	健康増進課、小山広域保健衛生組合、小山地区医師会、新小山市民病院、消防本部、担当医療機関
施策	④ <u>予防接種の充実</u> 適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、接種勧奨を行い接種率の向上に努めます。
	○予防接種(個別)事業
	健康増進課、小山地区医師会、医療機関

施策	<p>⑤ <u>乳幼児健康診査等の受診率の向上</u></p> <p>乳幼児期の節目の健診受診を通して、発育・発達の確認や疾病等の早期発見につながるよう、受診率の向上に努めます。</p>
事業名	<p>◎障がい児歯科健診(H30年度から)</p> <p>○乳児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診事業</p> <p>○9ヶ月児健康相談、5歳児健康相談事業</p>
	健康増進課、小山地区医師会、小山歯科医師会

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
妊産婦健康診査受診率	84.6% (H26)	90%
こどもが急病のときに困らず病院を受診できた人の割合	79% (H23)	90%
予防接種(MR2期)接種率	92.3% (H26)	95%
妊娠早期(11週以内)の妊娠届出率	95.3% (H26)	100%
地域周産期医療機関の整備・再開	—	再開

(3) 在宅医療体制の整備及び充実

病気になっても介護が必要になっても住み慣れた自宅などで自分らしい生活をしながら療養ができるよう在宅医療提供体制の整備と充実を目指します。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 在宅療養支援診療所等の整備及び訪問診療の充実 訪問診療を積極的に行い、子どもや障がい者、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、在宅療養支援診療所等の充実を図ります。
事業名	●在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の整備 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○在宅医療連携拠点整備促進事業 ○在宅患者訪問看護指導
	健康増進課、高齢生きがい課、小山地区医師会、新小山市民病院、医療機関
施策	② 訪問看護ステーションの整備及び充実 地域の実情に応じた医療と介護の連携を図り、訪問看護の取組を促進するため、訪問看護ステーションの整備と充実を図ります。
事業名	●訪問看護ステーションの整備及び充実
	小山地区医師会、栃木県看護協会、医療機関
施策	③ 在宅歯科診療を実施する歯科医療機関等の整備及び訪問診療の充実 在宅で適切な歯科診療や口腔ケアが受けられるよう、診療体制の整備と充実を図ります。
事業名	●在宅歯科診療を実施する歯科医療機関の整備 ○訪問指導事業 ○在宅寝たきり老人歯科診療事業
	健康増進課、高齢生きがい課、小山歯科医師会
施策	④ 在宅業務対応薬局の整備及び訪問薬剤指導の充実 在宅医療を受けている方や、薬局などに通うことが難しい方に対し、薬剤師が訪問し、残薬指導、服薬指導などを行う訪問薬剤指導の充実を図ります。
事業名	●在宅業務対応薬局の推進 ○訪問薬剤指導の充実
	健康増進課、高齢生きがい課、小山薬剤師会

施策	⑤ 在宅療養後方支援病院※の整備及び充実 在宅医療を推進する診療所等の入院支援機能として、在宅療養後方支援病院※の整備及び充実を図ります。
事業名	●在宅療養後方支援病院※の整備及び充実
	健康増進課、小山地区医師会、新小山市民病院

施策	⑥ 地域リハビリテーション事業の充実 地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。
事業名	◎地域リハビリテーション活動支援事業(H28年度から)
	高齢生きがい課

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
在宅療養支援診療所及び病院数	10ヶ所	18ヶ所
訪問看護ステーション数	6ヶ所	10ヶ所
市内歯科医療機関に対する在宅歯科診療を実施する歯科医療機関の割合	57%	77%
在宅業務対応薬局数	16ヶ所	18ヶ所

(4) 安心して医療を受けられる助成制度の充実

医療にかかる経済的負担を軽減することにより、安心して必要な医療が受けられるよう制度の充実を図ります。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 妊産婦医療費助成制度の充実 妊娠届出月の初日または転入日から出産(流産・死産含む)した月の翌月までの保険適用分の医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。
事業名	○妊産婦医療費助成制度
	子育て・家庭支援課
施策	② 不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度の充実 不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を負担することにより経済的負担の軽減を図ります。
事業名	○不妊治療費助成金制度 ○不育症治療費助成制度
	子育て・家庭支援課
施策	③ こども医療費助成制度の充実 誕生日または転入日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までにかけた保険適用分の医療費及び入院時食事療養費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。
事業名	○こども医療費助成制度
	子育て・家庭支援課
施策	④ 重度心身障がい者医療費助成制度の充実 心身に重度の障がいがある方の医療費の自己負担金について助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。
事業名	○重度心身障がい者医療費助成制度
	福祉課

施策	<p>⑤ <u>自立支援医療(精神通院・更正医療・育成医療)の助成</u></p> <p>心身に障がいがある方が、その障がい除去・軽減のための医療を受けた場合の自己負担金の一部を負担することにより、経済的負担の軽減を図ります。</p>
事業名	<p>○自立支援医療(精神通院)助成制度</p> <p>○更正医療給付制度</p> <p>○育成医療給付制度</p>
	福祉課

施策	<p>⑥ <u>予防接種費(任意接種)の助成</u></p> <p>定期接種の無料化・一部助成に加え、任意接種についても費用の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ることで、接種しやすい環境をつくります。</p>
事業名	○予防接種費助成事業(任意接種)
	健康増進課

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
子育て環境や支援に満足している人の割合	21.5% (H25年度)	40%

(5) 災害時における医療体制の充実

災害発生時に災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を有効に活用するため、医療連携体制の充実を図ります。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 災害時の医療救護施設の整備及び充実 健康医療介護総合支援センターを活用し、災害発生時、医療救護施設として機能できるように充実を図ります。
事業名	◎健康医療介護総合支援センターの機能充実(H28年度から)
	健康増進課
施策	② 災害拠点病院に準ずる病院としての機能強化 ヘリポートの設置やDMA T [*] 体制の整備を促進します。
事業名	◎ヘリポートの設置(H28年度から) ◎災害時受入れ体制の整備(H28年度から) ◎DMA T [*] 体制の整備(H32年度から)
	新小山市民病院、健康増進課
施策	③ 関係機関との連携体制の強化 災害発生時、必要な医療を迅速に供給できるよう、栃木県救急・災害医療運営協議会、災害医療体制検討部会での活動を中心に、県南健康福祉センター、栃木県医師会、栃木県歯科医師会、小山地区医師会、小山歯科医師会、姉妹都市、その他医療関係団体との連携体制の強化を図ります。
事業名	○災害時応援協定締結推進事業
	防災対策課、健康増進課、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会、新小山市民病院、栃木県看護協会、訪問看護ステーション、介護保険サービス事業所等

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
DMA T※の整備	未整備	整備 (H32)
災害時における相互応援に関する 協定件数	49 件	70 件

- 基本方針 2. 良質な医療を受けるためのネットワークの構築 -

(1) 施設連携・機能連携の推進

様々な医療機能を効率的に使用し、良質な医療を受けられるよう、診療所、病院等と施設の連携、機能の連携を図ります。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 病診・病病連携及び地域医療支援病院[*]との連携 病院と診療所等や、病院と病院、地域医療支援病院と連携することにより、各施設の医療機能を十分に活用した良質な医療を提供できる体制の推進を図ります。
	○小山市近郊地域医療連携協議会の開催
	健康増進課、新小山市民病院、小山地区医師会
施策	② 医療と介護の連携(地域包括ケアシステムの構築) 医療と介護の連携強化、効率的な医療提供体制の確保等、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とする地域包括ケアシステムを推進するため、小山市地域包括ケアシステム構築推進会議を開催し、情報共有や課題解決に向けた取り組みを行います。
	●小山市地域包括ケアシステム構築推進会議の開催 ○在宅医療・介護連携推進事業
	高齢生きがい課、健康増進課、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会、訪問看護ステーション、介護保険サービス事業所等
施策	③ 市母子保健部門と産科・小児科等医療機関との連携 妊娠期から出産・育児期にわたり、必要に応じ切れ目ない支援が受けられるよう、母子保健部門と産科・小児科等の医療機関との連携を図ります。
	○産科・小児科等医療機関との連携
	健康増進課、産科・小児科等医療機関

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
新小山市民病院 紹介率	68.1%	80%
新小山市民病院 逆紹介率	67.4%	80%
小山市近郊地域医療連携協議会の開催回数(回/年)	4回	6回
在宅医療利用者の個別地域ケア会議の回数(回/年)	3回	50回

(2) 情報共有及び多職種連携の推進

医師会等関係団体の協力を得ながら、かかりつけ医と専門的かつ高度な機能を持つ地域の中核病院等が相互に連携する仕組みづくりや、医療関係者や介護関係者などが情報を共有し、スムーズな医療連携を図ります。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 多職種による合同研修会の開催 連携体制を円滑に行うため、医師、看護師、歯科医師、薬剤師、ケアマネージャーなど、医療や介護に従事する職員が、お互いの課題を共有し、解決に向けた合同研修会を開催します。
事業名	○在宅医療・介護連携推進事業 ○多職種連携会議 ○病院と訪問看護ステーションの看護管理者の懇談会 ○小山市の地域完結型医療を育てる会
	高齢生きがい課、新小山市民病院、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会、栃木県看護協会、おやまケアマネジャー協議会
施策	② 医療機関等と消防機関との連携の推進 栃木県傷病者搬送・受入実施基準に基づく適切な傷病者の搬送及び医療機関の受け入れを行えるよう、各救急医療機関の医療機能を把握するとともに連携体制を強化します。
事業名	○救急告示病院との情報共有化事業 ○地域医療支援病院と消防との情報共有化事業
	消防本部、新小山市民病院、救急受入医療機関
施策	③ 患者情報共有のための情報集約の推進 多職種の事業者が連携するために必要な患者情報を共有することで、適切な対応を図り、相互の補完を行うことにより、質の高い医療サービス体制の構築を図ります。
事業名	◎医療福祉資源リストの作成(H28年度から) ◎マイナンバーを活用した患者情報・医療情報の管理(H34年度から)
	高齢生きがい課、健康増進課、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会、医療機関

施策	④ ICTを活用したネットワークシステムの推進 ICT(情報通信技術)を活用し、診療所、病院、訪問看護ステーションなど各医療施設等での情報のやりとりをスムーズにし、情報共有できる体制を構築、推進します。
事業名	◎ ICTを活用した医療介護資源の情報共有(H28年度から) ○とちまるネットの活用・推進 ○どこでも連絡帳の活用・推進
	高齢生きがい課、健康増進課、小山地区医師会、新小山市民病院

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
とちまるネット参加医療機関数	27ヶ所	39ヶ所

(3) 医療従事者等の資質の向上

患者が十分に納得し、安心して医療を受けられるようにするため、患者と医師、看護師等の医療従事者や介護従事者との間で、適切なコミュニケーションが図られ、患者との信頼関係が成り立つ環境を整えるため、医療従事者等の確保及び資質の向上に努めます。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 自治医科大学新おやま市民病院地域医療教育センターの充実 (医師の確保と育成) 適切な医療提供や患者とのコミュニケーションなど、信頼関係の築ける医師を育成するため、自治医科大学と協力し自治医科大学新おやま市民病院地域医療教育センターの充実を図ります。
	○自治医科大学新おやま市民病院地域医療教育センターの運営
	健康増進課、自治医科大学、新小山市民病院、小山地区医師会
施策	② 看護師確保事業の推進 看護師不足解消のため、市内で活躍する看護師を目指す学生に対し、奨励金交付事業を実施します。
	○看護師就業奨励金事業 ○看バック事業 ○看護職員イメージアップ対策PR事業
	健康増進課、栃木県看護協会
施策	③ 資質向上のための研修会の実施 市民のニーズに合わせた良質な医療提供が図られるよう、資質向上を目的とした様々な研修会を実施します。
	○ケアマネジャー協議会主催研修会 ○地域包括支援センター研修会 ○ボットラックカンファレンス ○医療安全管理研修会、院内感染対策研修会
	高齢生きがい課、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会、新小山市民病院、栃木県看護協会、県南健康福祉センター、おやまケアマネジャー協議会

施策	④ <u>メディカルコントロール※体制の充実強化</u> 地域メディカルコントロール※体制を充実強化し、救急救命士を含む救急隊員再教育を推進すると共に、救急業務の高度化、病院前救護の質の向上を図ります。
事業名	○メディカルコントロール※体制の充実強化事業
	消防本部、栃木県病院前救護体制検討部会小山・芳賀地域分科会

施策	⑤ <u>臨床研修病院の整備</u> 臨床研修病院の整備を行い、研修医の受入れを行います。
事業名	◎●初期臨床研修病院(基幹型)の指定(H31年度から) ◎●専門研修病院の指定(H31年度から)
	新小山市民病院

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
医療機関の対応の満足度	86.8% (H23)	90%
救急対応の満足度	43% (H23)	60%
初期臨床研修医の受入数(人/年)	未整備	3人
専攻医の受入数(人/年)	未整備	4人

(4) 行政間の連携推進

適切かつ良質な医療を供給及び提供するため、近隣市町及び関係市町と連絡調整を図ります。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 地域医療や医療連携に関する会議の開催 医療に関する様々な問題や課題を解決するため、近隣市町及び関係市町と定期的な連携会議を開催します。
事業名	◎地域医療ネットワーク連携会議の開催(H28年度から) ○結城市との連携会議の開催
健康増進課	

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
地域医療ネットワーク連携会議の開催(回/年)	未実施	2回

- 基本方針 3. 地域医療を守り育てる意識の醸成 -

(1) 市民の健康意識の醸成

生涯を通じて健康で豊かな人生を送ることができるよう、健康に関する正しい知識の普及啓発、健康診査、がん検診等の受診率の向上に努め、生活習慣病などの疾患の発症予防や重症化予防の取組みを推進します。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	<p>① 健康づくりの保持増進に関する意識啓発</p> <p>いきいきと健康な生活を長く送れるよう、適度な運動習慣の定着と、気軽に楽しめるニュースポーツ等の普及を推進します。また、子どもの頃からの望ましい食生活を身につけられるよう意識啓発を行います。</p>
事業名	<p>◎健康医療介護総合支援センターや小山思いの森での各種健康づくり事業(H28年度から)</p> <p>○小・中学校における保健体育の授業づくり事業</p> <p>○小・中学校における栄養教諭・学校栄養職員による食育に関する授業づくり事業</p> <p>○健康料理教室</p> <p>○からだスッキリ！運動教室</p> <p>○小山市民元気あっぷ体操普及啓発活動</p> <p>○「市民ひとりースポーツ」の実現</p>
	健康増進課、高齢生きがい課、生涯スポーツ課、学校教育課
施策	<p>② がんに関する意識啓発</p> <p>がん死亡率を低下させるため、早期発見、早期治療を啓発するとともに、胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がんの受診率の向上を目指します。</p>
事業名	<p>●健康診査事業（がん検診）</p>
	健康増進課

施策	<p>③ 生活習慣病の発症予防及び重症化防止に関する意識啓発 生活習慣病の発症予防・疾病の重症化予防を図るために、よりよい生活習慣を身につけられるような取組を行います。</p>
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査・特定保健指導の実施 ○後期高齢者医療制度健康診査事業の実施 ●糖尿病重症化防止事業 ○健診結果説明会 ○国保保健指導事業 ◎看護外来の実施(H28年度から)
	健康増進課、国保年金課
施策	<p>④ メンタルヘルスに関する意識啓発 メンタルヘルスに関する意識啓発と相談業務を行います。</p>
事業名	○精神保健福祉相談事業(こころの相談事業)
	福祉課
施策	<p>⑤ 介護予防事業の推進 高齢者を対象に、早期に生活機能の低下を把握し、相談業務や各種の機能向上の活動への参加を支援します。</p>
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防体操普及事業 ○いきいきふれあい事業 ○シニア元気あっぷ塾事業 ○高齢者筋力向上トレーニング事業
	高齢生きがい課

施策	⑥ 認知症に関する普及啓発 認知症についての理解啓発の推進、支援の充実と早期に対応する体制を整備します。
事業名	◎認知症疾患医療センターの整備及び充実(H31年度から) ◎中学生認知症サポーター養成事業(H28年度から) ○認知症サポーター養成事業 ◎認知症ケアパス作成事業(H28年度から) ○認知症施策総合支援事業 ○認知症初期集中支援事業 ○認知症地域支援推進員設置事業 ○認知症相談事業 ○認知症ケア向上推進事業
	高齢生きがい課、学校教育課、新小山市民病院、小山地区医師会

施策	⑦ 歯と口腔の健康づくりの推進 全身疾患との関連性の観点から、虫歯や歯周病予防の普及啓発を図ります。また高齢者の生活機能の低下や歯の喪失を予防するため、口腔衛生に関する関心を高め、口腔機能の維持・向上を図ります。
事業名	○小・中学生に対する歯科保健事業 ○8020運動表彰事業 ○地区別健康教室 ○お口いきいき教室 ○歯と口の健康週間事業及び無料フッ素塗布事業
	健康増進課、高齢生きがい課、学校教育課、小山歯科医師会、小山歯科衛生士会

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
運動習慣がある人の割合	40.1% (H23)	50%
授業を通じた健康と体力づくり実施校	小・中全校	小・中全校
バランス良く食事をするように気をつけている人の割合	70.4% (H23)	80%
栄養教諭・学校栄養職員による食育に関する授業実施校	小・中全校	小・中全校
がん検診の受診率 ※国の指標に合わせ 子宮がん検診 20～69 歳 他がん検診 40～69 歳	胃がん 17% 肺がん 20.8% 大腸がん 23.9% 子宮がん 16.9% 乳がん 33.6% (H26)	胃がん 30% 肺がん 30% 大腸がん 30% 子宮がん 40% 乳がん 40%
特定健康診査の実施率	32.7% (H26)	60%
後期高齢者健康診査の受診率	36.7% (H26)	60% (H30)
介護予防事業体操普及事業参加者数	100 人	450 人
認知症サポーター数	7,000 人	14,000 人
認知症施策総合支援会議 開催回数(回/年)	3 回	3 回
中学生認知症サポーター講習実施校	1 校	全校
20 本以上自分の歯を持つ高齢者 (75～79 歳)の割合	35.6% (H23 年度)	40%
人工透析新規導入者数	45 人 (H25 年度)	38 人

(2) 地域医療に関する普及啓発

医療機関や薬局に関する情報を収集し、市のホームページなどを通じて分かりやすく提供するなど、情報提供体制の充実に努め、患者が適切に医療機関や薬局を選択できるように支援します。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 救急医療体制の周知・啓発
	一次救急、二次救急を適切に受診できるよう、救急医療体制について、「救急医療情報リーフレット」や「健康のしおり」の全戸配布、広報小山、ホームページ等で周知啓発を行います。
	○救急医療情報リーフレットの配布 ○市ホームページ及び広報小山、健康のしおりへの掲載
事業名	健康増進課、小山広域保健衛生組合
施策	② かかりつけ医(医科・歯科・薬局)の周知・啓発
	健康管理のアドバイスや日常的な診療を行い、必要に応じて専門医療機関との連携を行うかかりつけ医を持つことへの普及啓発を、ホームページ、広報小山、市民講座などを活用し行います。
	○かかりつけ医に関する啓発事業（ホームページ・広報小山等） ○市民講座の開催
事業名	健康増進課、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会
施策	③ 医療機関の適正利用に関する啓発
	一次医療、二次医療、三次医療、後方支援病院の役割分担を紹介するとともに、適切な受診行動ができるよう「救急医療情報リーフレット」や「健康のしおり」の全戸配布、広報小山、ホームページ等により啓発を行うとともに、医療機関の情報提供に努めます。
	○救急医療情報リーフレットの配布 ○医療機関の適正利用に関する啓発事業(ホームページ・広報小山等)
事業名	健康増進課、小山地区医師会、新小山市民病院

施策	④ 地域医療に関する研修会の開催 関係医療機関及び関係団体の協力を得ながら、健康及び医療を学ぶ研修会を開催します。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療シンポジウムや研修会の開催 ◎●健康医療大学の開催(H28年度から) ○命の授業
	健康増進課、学校教育課、職員研修所、新小山市民病院、事業者
施策	⑤ 救命講習の普及啓発 救急現場に居合わせた人が適切に一次救命処置が行えるよう、普通救命講習、応急手当指導員及び応急手当普及員講習等を開催します。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生AED講習事業 ○応急手当の普及啓発事業 ○はじめの一步プロジェクト事業
	学校教育課、消防本部
施策	⑥ 医療相談窓口の開設 関係する団体等と連携し、小山医療圏の医療に関する相談窓口を開設します。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療相談窓口の開設(H31年度から) ○まちの保健室
	健康増進課、小山地区医師会、小山歯科医師会、小山薬剤師会、栃木県看護協会、新小山市民病院、県南健康福祉センター
施策	⑦ 学校等におけるかかりつけ医の推進 学校等がかかりつけ医の把握を行うことで、緊急時の連絡体制の充実や保護者への意識啓発を行います。
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒緊急連絡票作成事業
	学校教育課、こども課

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
かかりつけ医がいる人の割合	63% (H25)	80%
市の医療機関に関する情報提供の満足度	54% (H25)	80%
市の地域医療に関心がある人の割合	80% (H25)	90%
在宅医療を知っている人の割合	—	60%

(3) 協働ですすめる地域医療の実現

地域医療への理解や関心の醸成に努めるとともに、より効果的な地域医療の整備のため、市民、医療関係者、事業者、行政が参画できる体制の整備に努めます。

取組事業名の区分【新規：◎ 重点：● 継続：○】

施策	① 地域医療をみんなで守り育てていく運動の普及及び啓発 地域医療をみんなで守り育てていく運動の普及・啓発運動を推進します。
事業名	●小山の地域医療を考える市民会議の開催 ◎地域医療に関する自主活動団体の育成(H28年度から)
	健康増進課、小山地区医師会、新小山市民病院、事業者

【成果指標】

成果指標	現状値(H27)	目標値(H34)
地域医療を考える市民会議等の地域医療に関する自主活動組織の数	1 団体	2 団体
地域医療推進協力者	65 人	190 人